

施設利用規約

本規約は、株式会社 point0（以下「point0」という。）が運営する会員型サテライトオフィス（以下「本施設」という。第1条に定義する。）の施設利用規約（以下「本規約」という。）を定めるものです。

なお、本規約は、管理運営上の都合その他の事由により、会員契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、随時その内容が変更されることがあります。本規約を変更する場合には、変更にかかる効力発生日の14日前に、利用者に対し、会員向けメール及び会員用 web サイト・会員用アプリにおいて変更内容を告知するものとし、上記告知後、効力発生日以後に、本施設に入館し施設利用することをもって、利用者は変更内容に同意するものとします。

1. 定義

「会員契約」とは、個人或いは法人において point0 との間で別途締結される会員型サテライトオフィスの利用に関する契約をいう。

「法人会員」とは、会員契約の当事者である法人をいう。

「個人会員」とは、会員契約の当事者である個人をいう。

「従業員等」とは、法人会員が会員契約の規定に基づき、本施設の利用者登録を行った者をいう。

「利用者」とは、個人会員及び従業員等をいう。

「本施設」とは、point0 が運営する会員型サテライトオフィスをいう。

「利用施設」とは、本施設のうち利用者が利用する個別の施設をいう。

「来訪者」とは、本施設のうち会議室利用が認められる利用施設において、利用者とともに当該会議室を利用する非会員の者をいう。

2. 本施設利用時間等

本施設の利用時間等は別途利用施設ごとの利用案内に定めるものとする。

3. 本施設の入退室等

(1) 入退室の管理

- ① 本施設への入退室の管理は、**原則として本施設のエントランスに設置された認証装置（顔認証その他本施設が定める方法）による認証（以下「認証」という。）**によって行うものとする。利用者は、入退室時には、必ず入退室の認証を行わなければならない。
- ② 入室時の認証を失念したときは開館時刻を入館時刻とみなし、退室時の認証を失念したときは閉館時刻を退室時刻とみなして、利用施設ごとに定める所定の利用料金が発生する。
- ③ 来訪者は、利用者と共に入退室を行うことを原則とし、本施設のエントランスでの認証は利用者が行う。

(2) レセプション

原則として、point0 のスタッフは非常駐とし無人対応を行う。緊急対応の時はコールセンターにて対応を行うこととする（コールセンター連絡先：0800-1111-866）。

4. 本施設の利用方法等

(1) 本施設利用時の注意事項（全般）

- ① 本施設内の共有スペースのデスク、椅子、その他の場所に私物等を放置したまま長時間離席してはならない。
- ② 貴重品及び手回り品は利用者自身の責任において管理しなければならない。
- ③ 本施設内で発生したゴミは、所定の分別方法に従い本施設内に設置されたゴミ箱に廃棄する。家庭ゴミ及び産業廃棄物等の持ち込み及び廃棄はしてはならない。

- ④ 本規約に違反した行為があった場合、point0 は、当該違反者に対し、直ちに退館を命ずることができ、会員契約の解除等必要な措置を講じることができる。
 - ⑤ 熱や咳など体調不良の症状がある場合は施設の利用を控える。
 - ⑥ 利用者は、自身とともに会議室を利用する来訪者を監督する責任を負い、来訪者の行為は利用者の行為とみなされる。
- (2) 個室又は会議室利用時の注意事項
- ① 個室又は会議室の利用を希望する利用者は、point0 の提供する会員用 Web サイト・アプリから事前に申し込みを行い、予約を行うものとする。なお、自身と共に会議室を利用する来訪者の入室に関しては無料とする。
 - ② 利用者が予約した時間よりも早く退室した場合であっても、予約時間分の利用料金が発生するものとし、減額や返金などは行わないものとする（予約した時間よりも早く退室する場合には、会員用 Web サイト・アプリから変更希望時刻の 15 分前までに限り予約時間変更手続きを行うことができる。）。
 - ③ 個室又は会議室の利用時間の延長を希望する場合は、会員用 Web サイト・アプリから予約時間の変更、または新たな個室又は会議室の予約を行うものとする。
 - ④ 予約のキャンセルは、個室又は会議室の利用開始時刻の 5 分前までに行わなければならない。利用開始時刻の 5 分前以降にキャンセルを行った場合は、15 分間分の利用料金が発生する。
 - ⑤ 個室又は会議室の利用は point0 が別途定める場合を除き予約の先着順とし、満室の場合には、個室又は会議室を利用することができない。利用者は、個室又は会議室が満室により利用できないことを理由として、point0 に対して、異議、苦情、その他一切の請求等を行うことはできない。
 - ⑥ 他の利用者の迷惑となる行為（個室の複数人での利用、会議室の定員以上での利用、大音量での動画や音楽の視聴、臭いの強い食べ物や飲み物の飲食、過度な振動を発生する行為、備品の損傷等）を行ってはならない。point0 により改善の要求を受けた時は速やかに従う。
- (3) 複合機の利用
- ① 利用者は、本施設において、point0 が管理・提供する複合機に限り、point0 の定める所定の方法により複合機を利用することが出来る。なお、複合機の利用料金の支払方法は会員契約において定めるものとする。
- (4) Wi-Fi サービスに関する注意事項
- 利用者は、point0 が提供する Wi-Fi サービス（以下「Wi-Fi サービス」という。）を利用するにあたり、次の各号に定める内容を予め承諾する。
- ① 利用者は、Wi-Fi サービスの利用及びその結果について一切の責任を負う。
 - ② 利用者による Wi-Fi サービスの利用に関連しまたは起因して、他の利用者または第三者から point0、「point 0 committee プライバシーポリシー（satellite 版）」に記載された者を含む point 0 committee のメンバー及びその他関係する会社（以下、合わせて「point0 等」という。）に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合は、利用者は自らの費用と責任においてこれを解決する。
 - ③ 利用者は、Wi-Fi サービスの利用に必要な情報を厳に秘密として扱うものとする。
- (5) 本施設内に設置されたセキュリティカメラによる撮影について
- ① point0 等は、円滑な施設運営を行うためにセキュリティカメラを設置する。
 - ② 利用者は、セキュリティカメラにより撮影が行われていることを予め承諾する。
 - ③ 利用者は、セキュリティカメラによって撮影された画像・映像が point0 等によって「point 0 committee プライバシーポリシー（satellite 版）」に記載する目的の範囲内で利用されることを予め承諾する。
- (6) 本施設内での取材や撮影について
- 利用者は、point0 等が本施設の広告宣伝活動のために、利用者の利用中に立ち入り取材、撮影等を行うことを予め承諾する。
- (7) 飲食について
- ① 本施設内へのノンアルコール飲料及び軽食（以下「飲食物」という。）の持ち込み及び本施設内での飲食を行う場合には、各利用者が食中毒などを発生させないよう食品衛生管理に努めるものとする。

- ② 利用者が持ち込んだ飲食物に関する責任は、当該利用者がすべて負担するものとする。
- ③ 本施設内において、臭い又は汚れが残しやすいもの及びビールその他のアルコール飲料の持ち込みは認めない。ただし、point0 が事前に許可した場合又は point0 がアルコール飲料を提供する場合は除くものとする。
- ④ 本施設内の飲食にあたっては、本施設を汚損することや臭いなどで他の利用者に迷惑をかけることのないように注意するものとする。

(8) 備品の取り扱いについて

- ① 利用者は、本施設内において備え付け又は貸し出された備品を破損、汚損、滅失（以下「破損等」といいます。）させることのないよう善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- ② 本施設内の備品を一時的に利用した場合には、所定のスペースに戻し、または所定の手続により返却するものとする。
- ③ 本施設内の備品を破損等した場合、または破損等していることを発見した場合には、速やかに point0 に報告し、利用者は当該損害を賠償するものとする。

5. 防犯、防災について

- ① 盗難・事故・不審者の侵入・危険物の搬入等、保安上の問題を発見したときは、直ちにコールセンター、point0 又は point0 の指定する先へ連絡する。連絡先については会員用アプリ上で確認する。
- ② 消火器・避難設備は平素より設置場所・使用方法を確認する。
- ③ 消防用設備（連結送水栓、屋内消火栓、誘導灯、非常用出入口、消火器、避難器具等）の周辺には物を置かない。
- ④ 本施設の入居する建物内の各階の所定場所に設置された消火器を、非常時を除き移動したり持ち出したりしない。
- ⑤ 火災発生時は直ちに本施設内の火災発信器を起動させ、また消防署へ通報する。
- ⑥ 避難時は本施設の防火管理者の指示に従う。
- ⑦ 本施設の入居する建物の消防訓練がある場合は、参加する。
- ⑧ 地震発生時はいきなりビルの外へ飛び出したりせず、転倒や落下しそうな物から離れ、速やかに避難場所へ避難する。

6. 禁止事項

会員契約及び本規約に別に定めるものの他、以下の各号に掲げる事項は禁止とする。

- ① 所定の場所以外での飲食または喫煙。
- ② 過度に酒気を帯びた状態での本施設の利用。
- ③ 高額な金銭、貴重品、刃物・爆発物等の危険物、不潔、悪臭、有害物質、酒・アルコール類、振動、騒音のおそれのある物、及び盲導犬、介助犬等を除くペットの本施設への持ち込み。
- ④ 本施設内での賭博行為、勧誘、セールス、ナンパ、宗教活動、政治活動、署名活動及びその他これらに類似する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑤ point0 と事前に契約を締結することなく、無断でセンサー、カメラ、マイク等を持ち込み他の利用者のデータ、音声、画像等を取得すること。
- ⑥ point0 等、それらの役職員、他の利用者（来訪者を含む。）及び第三者に対する誹謗中傷、威嚇、脅迫的な言動、暴力行為、ストーカ一行為、プライバシーの侵害行為及びその他これらに類する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑦ 本施設を破損等する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑧ 本施設内の設備、器具及び備品等の本施設外への持出し。
- ⑨ 利用者以外の第三者を本施設内に入場させる行為。
- ⑩ 館内規則で禁止されている行為。来訪者に利用者との打合せ等の必要時間を超えて本施設を利用させること。
- ⑪ 痴漢、のぞき、露出、わいせつ行為、盗撮、唾を吐く等の法令等及び公序良俗に反する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑫ 本施設以外の建物内の専有部、設備関係諸室等へ無断で立ち入る行為。

- ⑬ 本施設内での宿泊、居住、またはこれらに類する用途で本施設を使用する行為。
- ⑭ point0 が定めた場所以外の外壁、通路、屋上、窓ガラス、共用部分の壁面等に看板等を設置または貼付する行為。
- ⑮ 本施設内での調理及びそれに類する行為
- ⑯ 前号までのほか、虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、point0 等の業務を妨害する行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑰ 前号までのほか、他の利用者（来訪者を含む。）、及び第三者に対して迷惑または危険を及ぼす行為、ならびにそのおそれのある行為。
- ⑱ 本施設内の秩序を乱す行為、及びそのおそれのある行為。
- ⑲ その他 point0 が不適切と判断した行為。

7. 損害賠償義務

- (1) 利用者の故意又は過失により本施設（造作及び諸設備を含む。）を破損等した場合、及び point0 若しくは他の利用者等、第三者の身体・財産に損害を与えた場合には、利用者は直ちにその旨を point0 に通知し、当該被害者に対し、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項の場合、利用者は、自己の責任で一切の紛争を解決するものとし、point0 に一切迷惑をかけないものとする。
- (3) 第 1 項の場合において、point0 が損害賠償に関する費用等を負担した場合、利用者は、point0 に対して、直ちに当該費用及びこれに対する支払日から支払い済みまでの遅延損害金を point0 に対して支払う。なお、遅延損害金の利率は年 14.6% とし、遅延損害金の計算法は、「金銭債務の額×遅延利率÷延利率日（1年：365日）×支払期日経過日数」によるものとする。

8. 免責事由

- (1) point0 は、次の各号に定める事由により利用者が被った損害について何ら責任を負わない。
 - ① 地震、落雷若しくは洪水等の天災地変又は労働争議その他の不可抗力により生じた損害
 - ② point0 の故意及び過失に寄らない火災・盗難・設備の故障に起因して生じた損害
 - ③ 電気、水道、及び通信設備の供給制限又は停止
 - ④ 本施設内の Wi-Fi サービス、インターネット回線及び LAN 回線の利用に起因して生じた利用者の損害
 - ⑤ 飲食物により生じた損害
 - ⑥ point0 の提供するサービスを通じて生じた利用者の損害のうち、point0 の善意無過失によるもの
 - ⑦ 前各号のほか、第三者（他の利用者及び来訪者を含む。）の行為によって発生した損害
- (2) point0 が利用者に損害賠償義務を負う場合、その損害賠償の範囲は、通常かつ直接生じた損害に限るものとし、かつ、その上限額は、損害賠償義務を負担することになった事象が発生した日から、過去 3 か月以内に point0 が会員契約に基づき受領した利用料金の総額とする。なお、利用者は point0 を除く point0 等及び本施設の所有者に対し、異議、苦情、その他一切の請求ができないことを承諾する。

9. 守秘義務

- (1) point0 及び利用者は、本施設の利用にあたり知り得た事項（各種データの他、本施設の利用にあたり、取得した他の利用者の情報を含む。以下「秘密情報」という。）を、法律上又は関係諸官庁により要求された場合を除き、相手方の同意を得ることなく第三者に開示してはならない（ソーシャルネットワークサービス、ホームページ及びブログでの公開を含むがこれに限られない。）。ただし、弁護士・会計士・税理士など、法律上守秘義務を負う第三者に対しては開示することができる
- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者は、point0 が、point0 等及び本施設の所有者に対し、本規約及び「point 0 committee プライバシーポリシー（satellite 版）」その他これらに付随する合意書等に基づいて、秘密情報を開示することがあることを承諾するものとする。

- (3) 第1項の定めに対し、利用者が point0 に対し損害を与えた場合、利用者は、point0 に対し、当該違反により point0 に生じた一切の損害を賠償する責任を負う。

10. 反社会的勢力等の排除

- (1) point0 及び利用者は、自己または自己の役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、これらを「反社会的勢力等」と言う。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
- ① 反社会的勢力等に自己の名義を利用させること
 - ② 反社会的勢力等が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- (2) point0 は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、会員契約を解除することができる。
- (3) 本条の規定により会員契約が解除された場合には、解除により生じた損害について、利用者は point0 に対して一切の請求を行わない。なお、point0 からの損害賠償請求は可能とする。

11. 準拠法・管轄

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とする。また本施設利用に関連して point0 と利用者との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

12. 誠実協議

本規約に定めのない事項及び本規約の条項に疑義が生じた事項については、その都度、point0 及び利用者は誠実に協議し、その解決にあたる者とする。

2021年4月1日 施行

2021年10月1日 改定